

静岡大学における内部質保証に関する方針

令和3年2月17日制定
令和3年6月16日改正
教育研究評議会

1. 目的

この方針は、国立大学法人静岡大学(以下、「本学」という。)における内部質保証について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この方針において、「内部質保証」とは、本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に自己点検・評価し、その質の改善・向上に絶えず取り組み、自らの責任において保証することをいう。

3. 責任及び実施体制

(1) 統括責任者

- 1) 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。
- 2) 統括責任者は、学長をもって充てる。

(2) 自己点検・評価責任者

- 1) 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として、自己点検・評価責任者を置く。
- 2) 自己点検・評価責任者は、評価会議議長をもって充てる。

(3) 推進責任者

- 1) 内部質保証に関する業務を推進する者として、推進責任者を置く。
- 2) 推進責任者は、別表のとおりとする。
- 3) 推進責任者は、自己点検・評価責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

(4) 実施体制

- 1) 内部質保証は、各推進責任者が所掌する委員会等において推進し、自己点検・評価責任者が所掌する評価会議において各推進責任者の内部質保証を確認する体制とする。その結果は教育研究評議会にて報告し、統括責任者が改善を指示する。
- 2) 組織の改廃等の内部質保証については、3(4)1)の規定にかかわらず、統括責任者である学長が主催する企画戦略会議において推進する。

4. その他

- (1) 自己点検・評価の実施に関する詳細は、評価会議が別に定める。

(別表)

推進責任者	所掌する委員会等
全学教育基盤機構長	全学教育基盤機構会議
国際連携推進機構長	国際連携推進機構会議
情報基盤機構長	情報戦略委員会
附属図書館長	附属図書館委員会
施設・環境マネジメント委員長	施設・環境マネジメント委員会